

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	27
5. 独自利用事務の事例番号	109-1 : 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第四百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 別表第1の4の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第1条	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年2月8日東京都規則第12号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念に則り、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること）を目的とする。	第一条 この規則は、（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の施行）に関し、（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「政令」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定める）とともに精神通院費の助成に関する必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年2月8日東京都規則第12号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	精神通院医療費（都単独事業）の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条第11号様式、第11号様式の2
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号12	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条第11号様式、第11号様式の2
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条第11号様式、第11号様式の2
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条1号ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条第11号様式、第11号様式の2
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条第11号様式、第11号様式の2
-------	------------------------	---

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号46	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条第11号様式、第11号様式の2
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項2号4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第2号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第15条第11号様式、第11号様式の2
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	精神通院費（都単独事業）の支給認定の変更に関する業務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条第15号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号12	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条第15号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条第15号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条第15号様式
-------	------------------------	--

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号45	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条第15号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号46	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第1号ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条第15号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令147条 項3号47	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条第2号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条第15号様式
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

